

4 農委告示第 15 号

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条第 2 項第 5 号の規定による大館市農業委員会が定める別段の面積を廃止するので、告示する。

令和 5 年 3 月 22 日

大館市農業委員会
会長 糸屋 由衛門



区 域	別段の面積
大館市内全域	廃 止

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。